

○那覇市議会電子画像等の取扱要綱

〔平成 29 年 8 月 31 日〕
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本会議及び委員会における発言を補完するために使用する電子画像、写真、紙媒体、パネルその他の資料(以下「電子画像等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第 2 条 議員は、電子画像等を使用するに際しては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子画像等の内容は、議会が言論の府であることに鑑み、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨とてあくまでも説明の補助手段であること。
- (2) 個人情報の保護に留意すること。
- (3) 著作権その他の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 個人又は団体の権利利益を侵害しないこと。
- (5) 客観的事実に基づいて作成すること。
- (6) 静止画のみとし、動画及びアニメーション等は使用しないこと。

(使用の手続)

第 3 条 電子画像等を使用しようとする者は、当該電子画像等を作成し、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に定める期限までにその写し(日本工業規格 A 列 4 番の大きさとする。)を議長又は委員長に提出して、許可を受けるものとする。

- (1) 本会議 電子画像等を使用しようとする日の前日(同日が那覇市の休日定める条例(平成 3 年那覇市条例第 33 号)第 1 条第 1 項に規定する本市の休日(以下この号において「本市の休日」という。)に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日)の午後 2 時まで
- (2) その他の会議 電子画像等を使用しようとする会議の開始時刻まで

2 議長又は委員長は、電子画像等の内容等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の規定に照らして適当でないもの

(許可の取消し)

第 4 条 議長又は委員長は、議事の運営上必要があると認めるときは、電子画像等の全部又は一部の使用の許可を取り消すことができる。

付 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。